



知事監視製品（令和5年3月10日石川県告示第93号）

1 知事監視製品を特定できる情報

<p>1</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ERO AKUMA 4」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>2</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「FUNKY PARTY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>3</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Complete Sex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>4</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「HONEY TRAP GOLD Magic」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>5</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「剛力 タチ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>6</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ネコ慈裸師」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>7</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「nakadas」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>8</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「EXG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>9</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「SELF SERVICE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>10</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Requiem」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>11</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Xross ZONE Imperial」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>12</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Venus of The Valley」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
<p>13</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ガンッ！ ポリック！」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>14</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「NIGHT CAT VI」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>15</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「violated STAR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>16</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Sweet Cat」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			

<p>17</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Splash Love」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>18</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Anarchy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>19</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Wild Hunter」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>20</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ANAL THE FUCKER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>21</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「FREE」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの</p>	<p>22</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「GOLDED」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの</p>	<p>23</p> <p>次の写真を付して「Violence SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形物のもの</p>	<p>24</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「PORN ONE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
<p>25</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「RETRO FUTURE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>26</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Free Feel」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>27</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ULTIMATE BRAIN FEVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>28</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「PINK CAT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>
			
<p>29</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Meltdown」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>30</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Atomics」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>31</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「GAMBLER KING」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの</p>	<p>32</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「213 BOOT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>
			

33	34
<p>次の写真に示すとおり、被包に「INSERT XI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「PUSH UP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
	

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和5年3月11日